

低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請			
法第54条第1項(当初)	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	① 1戸建ての住宅	性能基準又は誘導仕様基準による場合	200㎡未満	5,000円	3,000円			
				200㎡以上	5,000円	3,000円			
法第55条第1項(変更)	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	② 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準又は誘導仕様基準による場合	300㎡未満	10,000円	5,000円			
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	11,000円			
				2,000㎡以上5,000㎡未満	45,000円	23,000円			
				5,000㎡以上	80,000円	40,000円			
低炭素建築物新築等計画の認定(変更)申請	登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合	③ 住宅以外	標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	300㎡未満	10,000円	5,000円			
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円			
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円			
				2,000㎡以上5,000㎡未満	80,000円	40,000円			
				5,000㎡以上10,000㎡未満	126,000円	63,000円			
				10,000㎡以上25,000㎡未満	158,000円	80,000円			
				25,000㎡以上50,000㎡未満	198,000円	99,000円			
				50,000㎡以上	237,000円	119,000円			
				上記以外	④ 1戸建ての住宅	性能基準による場合	200㎡未満	34,000円	18,000円
							200㎡以上	38,000円	20,000円
⑤ 1戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	200㎡未満	18,000円		9,000円				
		200㎡以上	19,000円		10,000円				
⑥ 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準による場合	300㎡未満	68,000円		35,000円				
		300㎡以上2,000㎡未満	114,000円		57,000円				
		2,000㎡以上5,000㎡未満	193,000円		97,000円				
⑦ 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	誘導仕様基準による場合	300㎡未満	33,000円		17,000円				
		300㎡以上2,000㎡未満	57,000円		29,000円				
		2,000㎡以上5,000㎡未満	102,000円		51,000円				
⑧ 住宅以外	モデル建物法による場合	300㎡未満	86,000円	43,000円					
		300㎡～1,000㎡未満	109,000円	55,000円					
		1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円	72,000円					
		2,000㎡以上5,000㎡未満	233,000円	117,000円					
		5,000㎡以上10,000㎡未満	303,000円	152,000円					
		10,000㎡以上25,000㎡未満	365,000円	183,000円					
		25,000㎡以上50,000㎡未満	428,000円	214,000円					
50,000㎡以上	491,000円	246,000円							
⑨ 住宅以外	標準入力法又は主要室入力法による場合	300㎡未満	224,000円	112,000円					
		300㎡～1,000㎡未満	280,000円	141,000円					
		1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円	181,000円					
		2,000㎡以上5,000㎡未満	516,000円	258,000円					
		5,000㎡以上10,000㎡未満	636,000円	318,000円					
		10,000㎡以上25,000㎡未満	751,000円	376,000円					
		25,000㎡以上50,000㎡未満	857,000円	429,000円					
50,000㎡以上	963,000円	482,000円							

- 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、全ての手数を合算します。
- 複合建築物に係る申請の場合は、申請部分(住宅部分、非住宅部分)ごとの床面積により手数料を算出し、合算します。
- 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。